# ○伊予市社会体育大会出場助成金交付要綱

令和 8 年 6 月 17 日
教育委員会告示第 14 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、伊予市における社会体育活動を援助することにより、市民の体力の向上及び生涯スポーツの推進を図るため、社会体育大会に出場する市民に対し伊予市社会体育大会出場助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象）

第 2 条　助成の対象となる大会は、次のとおりとする。

⑴　愛媛県スポーツ・レクリエーション祭

⑵　愛媛県スポーツ少年大会

2　助成の対象となる者は、前項の大会に出場する次に掲げるものとする。

⑴　選手、監督、コーチその他の大会規定に基づく出場登録をする者で、伊予市の住民基本台帳に登録されているもの

⑵　伊予市内に所在し、又は活動の本拠を置く団体で市長が適当と認めるもの

⑶　その他、市長が助成の対象として適当であると特に認めた者

3　前項の規定にかかわらず、傷病その他の理由により大会を欠席したときは、助成の対象としない。

（助成金の額）

第 3 条　助成金の額は、次のとおりとする。

⑴　中学生以上　一人当たり 2,000 円

⑵　小学生以下　一人当たり 1,000 円

2　前項に掲げるもののほか、出場する競技種目ごとに実施要項で定める参加料に相当する額を助成するものとする。

（助成金の交付申請等）

第 4 条　規則第 5 条に規定する申請は、規則第 15 条第 2 項に規定する請求と併せて、様式第 1 号により行うものとする。

2　前項の申請及び請求は、大会に個人で参加登録する場合は当該個人が、

団体で参加登録する場合は当該団体が行うものとする。

（助成金の交付決定等）

第 5 条　規則第 6 条に規定する通知は、規則第 13 条に規定する通知と併せて様式第 2 号により行うものとする。

（その他）

第 6 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前までに、この告示による改正前の伊予市社会体育大会等出場助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の伊予市社会体育大会出場助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。